

須賀川市公告第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号）第6条及び市有財産一般競争入札実施要綱（平成15年2月20日施行）第5条の規定に基づき、次のとおり市有財産の売払いに係る一般競争入札について公告する。

令和4年2月1日

須賀川市長 橋本克也



1 物件及び予定価格（最低入札価格）

物件番号及び所在地	登記地目	地積 (㎡)	用途地域	容積率 (%) 建ぺい率 (%)	予定価格 (最低入札価格)
第1号 須賀川市和田道139番3 外2筆	宅地	1986.66	第一種低層住居専用地域	60 40	31,800,000円

2 契約条項の閲覧並びに物件説明期間及び場所

- (1) 閲覧期間 令和4年2月1日（火）から2月15日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 閲覧場所 須賀川市役所総務部行政管理課

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和4年2月25日（金） 午後3時
- (2) 入札場所 須賀川市役所4階 大会議室A

4 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を市が発行する納入通知書により現金で、入札日の前日までに納入しなければならない。

5 入札の参加資格

次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 福島県暴力団排除条例施行規則第4条の規定に該当する者
- (5) 公共の秩序維持に支障をきたすおそれがあるなど市長が入札に参加することが適当でないと認めた者

6 入札参加申込の受付及び提出書類

- (1) 入札に参加しようとする者は、2で定める閲覧期間・時間内に次に掲げる書類を行政管理課に提出し、当該入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期間内に書類を提出しない者又は入札参加申込資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

ア 一般競争入札参加申込書（様式第2号）

イ 納税証明書（個人の場合は市税、法人の場合は市税及び消費税）

ウ 住所証明書（個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記全部事項証明書とし、発行日から3ヶ月以内のもの）

エ 印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

オ 身分証明書（様式第3号、法人は不要）

- (2) 一般競争入札参加申込書（様式第2号）及び身分証明書（様式第3号）は、行政管理課で配付するほか、市ホームページに掲載する。（ダウンロード可） ※郵送等の取扱いを行わない。

- (3) 入札参加資格の確認は、申込書の提出期限日をもって行う。

- (4) 入札参加資格の申し込があった場合は、関係書類を審査し、その結果を一般競争入札参加資格通知書（以下「参加資格通知書」という。）により通知する。

7 入札の方法

- (1) 入札を行う場合、入札参加者は参加資格通知書を提出しなければならない。
- (2) 入札参加者が代理人をして入札させるときは、委任状（様式第5号）を提出しなければならない。委任状は、総務部行政管理課で配付するほか、市ホームページに掲載する。（ダウンロード可） ※郵送等の取扱いを行わない。
- (3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- (4) 入札書（指定様式）は、入札保証金納付済書を確認し、行政管理課で交付する。
- (5) 入札者は、入札書に必要な事項を記載し、自署又は記名・押印（印鑑証明書と同一の印鑑）のうえ入札を行う。なお、入札書の書換え又は撤回することはできない。

8 入札の中止

入札参加者が不当な利益を得るために連合したなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることができる。

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 開 札

開札は、入札の場所において入札者を立ち会わせて直ちに行うものとする。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格（最低入札価格）以上の価格で入札した者のうち、最高の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が2者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札者以外の者に対しては、入札保証金を還付する。

12 契 約

- (1) 契約は、落札者を決定した日から14日以内に不動産売買契約書により締結する。
- (2) 落札者が14日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり入札保証金は市に帰属する。

13 契約の解除

契約の相手方が契約書に定める義務を履行しない場合は、市は契約を解除できる。

14 契約保証金

契約の相手方は、契約の締結までに契約金額の100分の10の契約保証金を納入しなければならない。この場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

15 売買代金の納入方法

- (1) 契約の相手方は、契約締結後60日以内に、売買代金の全額を市に納入しなければならない。
- (2) 契約の相手方は、納入期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を納入しなければならない。
- (3) 市長が納入期限後に、納付することを不能と認めたときは契約を解除するものとし、契約保証金は市に帰属する。

16 所有権の移転等

- (1) 所有権は売買代金を完納したときに移転し、物件の引き渡しは引き渡し時の現状有姿のまま代金完納後14日以内に行う。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等の一切の費用は落札者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、所有権移転登記が完了した場合は、速やかに登記済証等の写しを添えて公有財産受領書を市に提出すること。
- (4) 物件購入後の土地利用計画において建築確認申請等の必要な手続き、法令等に定められた制限については、あらかじめ確認しておくこと。